

住宅宿泊管理業務に関する体制の概要

苦情及び問合せへの対応（条例第10条）	
業務の体制	別紙のとおり（第10条参考様式）
住宅宿泊事業者が届出住宅に人を宿泊させる間、不在にならない場合	
住宅宿泊事業者の自己の生活の本拠として使用する住宅所在地	
届出住宅との位置関係 （該当する に✓）	届出住宅内
	届出住宅と同一建物内
	届出住宅と同一の敷地内に存する建物内
	届出住宅の敷地に隣接している敷地に存する建物内
管理を行う居室の数 （ に✓）	届出住宅の居室であって、住宅宿泊管理業務を住宅宿泊事業者が自ら行う数が5以下
住宅宿泊管理業務を行う者が常駐する場所が下記の場合（条例第13条ただし書該当）	
常駐する場所の所在地	
届出住宅との位置関係 （該当する に✓）	届出住宅内
	届出住宅と同一建物内
	届出住宅と同一の敷地内に存する建物内
	届出住宅の敷地に隣接している敷地に存する建物内
	届出住宅の敷地に接する幅員4m以下の道路又は通路を挟んで近接する敷地に存する建物内
届出住宅との位置関係を証する書類	別紙のとおり 届出住宅の敷地に接する幅員4m以下の道路又は通路を挟んで近接する敷地に管理事務所等を設置する場合は、施設の敷地と管理事務所等の敷地を隔てる道路又は通路の幅の寸法を記載すること
勤務の体制	別紙のとおり（第13条参考様式）